## 学校法人神谷学園役員報酬規則

(目的)

第1条 学校法人神谷学園(以下「学園」という。)役員の報酬に関する事項は、この規 則の定めるところによる。

(役員等の定義)

第2条 役員とは、学園の寄附行為第5条に定める役員をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員の報酬月額は、別表第1を基準とし、各役員の具体的報酬額については、 理事会において決定する。

ただし、具体的な号俸については、理事長に一任する。

- 2 学園の職員(学長、園長を含む)として給与を支給されている理事は、給与規則に則り職員としての給与のみ支給されるため、役員としては無報酬とする。
- 3 前項の場合においても、理事長が特に必要があると認めた理事に対しては、役 員報酬を支給することができる。

(報酬の支払日等)

第4条 前条に定める報酬の支払日等は、学園給与規則に準ずる。

(実費弁済)

- 第5条 第3条に定める報酬のほか、それぞれの職務を行うために必要な費用の弁済を 受けることができる。
  - 2 非常勤理事が理事会へ出席するための旅費は、実費を支給する。

附則1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則2 この規則は、平成20年4月1日から施行する。当該規程は規則とする。

附則3 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第3条第1項関係)

役員の報酬月額

号俸	理事長	理事	監事
1	月額 20 万円	月額 2万円	月額 3万円
2	月額 30万円	月額 3万円	月額 5万円
3	月額 50 万円	月額 5万円	月額 10万円
4	月額 70万円	月額 7万円	月額 15 万円
5	月額 85 万円	月額 9万円	月額 20 万円
6	月額 100 万円		